

平成20年度「高等学校における発達障害支援モデル事業」報告書（中間 **最終**）

都道府県名	東京都
学校名	東京都立世田谷泉高等学校
学校所在地	世田谷区北烏山9-22-1
研究期間	平成19～20年度

I 概要

1 研究課題

高等学校における発達障害のある生徒への校内支援体制の構築と支援の具体的な取り組み

2 研究の概要

①外部専門家の配置による発達障害のある生徒への校内支援体制の構築

校内支援体制を構築する中で、実態把握の方法を確立した。課題のある生徒については、巡回相談やケース会議を開催して、専門家からの助言を受けて、組織的に生徒の課題解決に対応した。これらの対応を通して、個別指導計画や個別の教育支援計画作成のための基本資料を作成した。さらに、生徒による授業評価の機会に授業での工夫をまとめた。臨床発達心理士の派遣を受け、心理検査の実施、個別のソーシャルスキルトレーニングなどを実施した。

②厚生労働省「若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム」やハローワークと連携・協力した進路指導

大きな成果はなかったが、生徒理解が深まり、就労支援の必要性和課題が明らかになった。

3 研究成果の概要

①個別指導計画と個別の教育支援計画の作成について

実施把握の方法を確立し、生徒の状況の把握が進み、対応策を検討できるようになった。このような実践が個別指導計画や個別の教育支援計画の作成につながった。

②保護者を取り巻く状況の理解について

発達障害や精神疾患に対する理解が進んでいない現状の中で、教職員が子供の状況を認めることが難しい家庭の状況を理解できるようになってきた。

③関係機関との連携と支援の継続

様々な関係機関と連携することができるようになってきたが、在籍中から卒業した後までも支援の継続を図っていくことの重要性が明らかになった。

④校内支援体制の構築と問題行動の予防

校内支援体制や実態把握の方法や対応策の検討は、実際には様々な課題をもっている生徒の実態把握に活用され、問題行動等の予防に大いに役に立った。

II 詳細報告

1 研究の内容

(1) 発達障害のある生徒に対する指導方針

ア 生徒の実態（把握方法も含めて）

(ア) 生徒の実態

入学生の8割が不登校経験者であるが、入学後、本校の三部制・単位制・総合学科の枠の中で、毎日約7割の生徒が授業に出席して学校生活を営んでいる。しかし、残りの約3割は、高校入学後も長期欠席を続けている。本校の生徒の抱える課題は様々であるが、大きく分けると、次の三つに分かれる。神経症的で不安傾向が強い生徒、精神疾患を抱えている生徒、発達障害があると思われる生徒等である。それぞれは、はっきりと分けられるものではなく、一人の中に複数の傾向が見られることもある。生徒はそれぞれに様々な理由で、学校生活の中で不適応になりやすく、多くのストレスを感じながら生活している。しかし、それでもチャレンジスクールという本校の学校生活が、他校と比べてゆとりがあるので、登校できている生徒も多い。

(イ) 実態把握の方法とその情報の活用

①入学時の実態把握（個別の基礎資料の作成）とその活用

入学時に新入生を対象にしたカウンセリング室紹介の際に、教育相談担当教諭による面接を実施している。そこでは、家族構成、中学校での登校状況、スクールカウンセラーとの関わり、通級指導学級の利用の有無、相談機関でのカウンセリング、医療機関等の受診状況、高等学校での適応状況等について聞き取っている。

この個別の基礎資料は、その後の生徒指導、生徒理解のための巡回相談、ケース会議で活用している。

②日常的な実態把握（校内委員会・学年会・分掌部会での生徒情報交換）とその活用

校内委員会や学年会や分掌部会や教科会等で生徒の情報交換の時間を設けている。

このようにして得られた情報を基に、巡回相談を受けて生徒理解を深めたり、ケース会議を開催したりして、生徒の具体的な対応を検討している。

③事故等の実態把握（インシデントレポートの作成）とその活用

事故等が発生したときに、その情報を得た教職員がインシデントレポートを作成して、副校長に報告している。インシデントレポートには、発生日時、場所（管理外も含む）、内容（事実・経過）、対応等が記入され、A4一枚にまとめられている。インシデントレポートを作成することで、緊急対応が必要な生徒を把握し、関係する教職員でケース会議を開催するとともに、対応策を検討している。

イ 指導方針

校内支援体制の構築

(ア) 校内委員会

①校内委員会の設置と構成

校内委員会は、平成 17 年度より特別支援教育推進委員会の名称で設置している。時間割の中に 1 時間設定して、毎週開催している。委員の構成については、決まった構成にはなっていないが、委員は年々様々な分掌の担当者が参加するようになってきた。

平成 19 年度

副校長 年次主任 教育相談担当教諭 養護教諭 スクールカウンセラー

平成 20 年度

副校長 生徒部主幹教諭 進路部主任 年次主任 教育相談担当教諭 養護教諭
臨床発達心理士（勤務時間と委員会開催日時が一致した日に参加）

②校内委員会の内容

校内委員会では生徒の情報交換を中心に行った。生徒部主幹教諭、各年次主任、進路部主任が出席している。それぞれの年次会や分掌部会で、取り上げられた気になる生徒の情報を校内委員会で報告し合うことができ、校内委員会に生徒の情報が集まるようになった。これによって、日常的な生徒の実態把握が深まった。

また、ここに集約された生徒の情報を基に、ケース会議を開き、具体的にチームによる対応を検討した。その報告も校内委員会で行っている。

(イ) 巡回相談の実施

各年次会や分掌部会で、それぞれ年間 2、3 回、臨床発達心理士からアドバイスを受けながら、気になる生徒についての事例検討会を実施している。巡回相談の際には、該当生徒に関係する教職員や外部関係機関から情報を集約し、巡回相談票を作成するとともに、生徒理解を深め、生徒への対応や今後の指導の見通しを検討する。また、巡回相談は教職員のメンタルヘルスにも配慮し、課題のある生徒を一人で抱えこまず、チームで対応するようにする目的もある。

(ウ) ケース会議の開催と進め方

校内委員会に集約された情報を基に、緊急対応が必要な生徒については、関係する教職員が集まり、ケース会議を開催した。ケース会議の際には、教職員から情報を集約するとともに、ケース会議資料を作成し、スクールカウンセラー、臨床発達心理士、精神科医等の専門家の助言も得ながら、家庭や外部関係機関も含んだ具体的なチーム対応策をまとめた。さらに巡回相談と同様に、教職員のメンタルヘルスにも配慮し、該当生徒を一人で抱えることなく、チームで対応するようにケース会議を実施した。

(エ) 家庭への支援

①家庭との連携

巡回相談でも保護者からの情報が、生徒の特性の理解に役立っている。学校にとって、生徒の家庭は生徒を取り巻く支援者の中で、最も身近で影響の大きい存在である。学校と家庭がそれぞれの生徒についてできる役割を検討し、家庭と手を携えて、学校が生徒を支援していく姿勢を大切にしている。

②「世田谷泉親の会」の開催

毎月一回、PTAと共催で開催している。午前、午後、夜間と、順に開催時刻も変えて行っている。参加者同士の交流を通じた支え合いを目的としている。

③講演会の開催

今年度に一回であるが、保護者向けに精神保健衛生をテーマにした講演会を開催した。

ウ 成果と課題

この4年間、本校は特別支援教育に取り組んできたが、以下のような成果があった。

○生徒の全体像の把握

これまでは、生徒についての事例検討会を実施する際に、学級担任や教科担任、部活動顧問、養護教諭等の教職員から、学校での生徒の情報を基に事例の検討を行っていた。しかし、巡回相談では、学校の教職員からの情報に加えて、様々な関係機関、例えば、医療機関や相談機関、福祉機関、前籍校等の情報を収集するように助言を受けた。また、生徒の家庭での様子や生育歴等についても、保護者から話を聞き、情報を集約するように助言を受けた。このような助言により、生徒の実態の全体像を把握して、事例を検討できるようになった。

○生徒の特性の理解

心理の専門家による巡回相談を受けることで、集約された様々な情報を基に、一人一人の生徒の特性について理解が進んだ。諸検査の結果を分析してもらい、助言を受けたことについても、学校生活上の対応に有効に活用できた。

○具体的な支援の検討の開始

今後、学校がすべきことや学校ができることを見極めて、生徒の将来を見通した目標と具体的な支援が必要なことを確認できた。また、保護者の理解や要望と学校の生徒理解についてギャップがあることが多く、家庭との連携の難しさがあることも分かった。

(2)発達障害のある生徒に対する授業や、テストにおける評価方法等の工夫

ア 授業の際の配慮事項等

東京都教育委員会では、授業改革の推進の一貫として、生徒による授業評価を実施している。本校においても、年2、3回は生徒による授業評価を行い、その結果を基に、授業の工夫や配慮する点について、各教科会で話し合っている。どのような工夫が効果的であるかの評価については、様々な課題のある生徒がいる中で、ユニバーサルデザインの視点から授業を見直していくことが必要である。

イ テストにおける配慮事項等

ワープロを用いて、見やすい試験問題用紙を作成した。また、定期試験は授業担

当者が試験監督をして、質問しやすい環境を整えた。

ウ 評価における配慮事項等

定期考査の結果や普段の授業内容の理解だけを評価するのではなく、出席状況や課題の取組状況なども評定資料に入れ、興味・関心や意欲も含め総合的に評価した。また、評価に必要な資料が揃うように、丁寧に課題への取組を促したり、提出期限が過ぎて課題等の提出があったときには、柔軟に対応し、評価資料に加えたりした。

エ 成果と課題

成果として、授業実践で工夫していることを校内研修会で出し合い、テストや評価において配慮をすることにより、在校生の8割が不登校経験者である中で、7割を超える生徒が登校できたことが挙げられる。

課題としては、生徒の中に、授業中や授業以外の場面で、個別に対応したものの、課題への取組が見られず提出がされないため、履修はしたものの単位修得ができないケースがあった。授業に出席しても興味のあることにしか取組ができない生徒に対して、課題の取組を促すための具体的な支援の在り方を検討していくのが、今後の課題である。

(3) 発達障害のある生徒に対する就労支援

ア 支援の方策と内容

進路未定で卒業していく生徒に厚生労働省「地域若者サポートステーション」を紹介し、この事業を通して卒業後でもハローワークに相談できる可能を探った。

厚生労働省「若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム」(都内にあるハローワークの6か所に就職チューターを配置し、コミュニケーションに課題のある生徒に対して、一般就労や障害者就労の枠とは別に就労支援をしていくというもの)の活用のため、話し合いを持った。

イ 成果と課題

「若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム」についてのハローワークとの連携については、卒業生で進路未定の者や退学者にこのプログラムの情報を提供し、問い合わせのあったケースについて紹介をするしくみを構築した。課題としては、平成19年11月21日に東京労働局並びにハローワーク渋谷と話し合いを行ったが、今後、積極的に活用していくための体制の検討が必要である。

第一に、本人や保護者に障害の認識がない場合が多いので、生徒本人や保護者を一般就労での就労斡旋から、このプログラムへの変更することの説明が難しく、課題である。

第二に、生徒本人や保護者が了解して、プログラムを利用したとしても、ハローワークでの就労先の確保が難しいため、就労に結びつくまでに本人や保護者がかなりの

労力を要することが予測される。

第三に、ハローワークは一般就労と同じ週 5 日間 40 時間の仕事を斡旋しているが、卒業までに 100 日を超える欠席日数があるような生徒にとって、その労働条件はかなり厳しいと思われる。

本校の生徒は、在籍中は学校生活で精一杯であり、卒業と同時にすぐ就職することが難しい場合が多く、卒業後に就労に向けたトレーニングができる機関が必要であると考えられる。

さらに、本校を卒業または退学していく生徒の中には、就労に向けたトレーニング以前に、集団で生活することが必要な場合もある。そのような生徒たちの居場所やインターンシップ先として、NPO 法人の活用が期待される。

(4) 一般の生徒に対する理解推進等の指導の在り方

ア 指導の工夫と取組

生徒個人からクラスメイトについて心配や不安が訴えられた場合は、それぞれ個別に対応して、発達障害について一般的な説明をした。クラスの多くの生徒たちが、特定の生徒に対して同じような不安を抱えていた場合は、当該生徒の保護者に了解をとり、ホームルームでクラス担任から当該生徒について説明することにより、クラスの生徒たちの不安を軽減した。

イ 成果と課題

成果として、生徒の発達障害に対する無理解によるトラブルはほとんど起きなかったことが挙げられる。

課題としては、発達障害が疑われる生徒の保護者の中に障害の理解がない場合あり、家庭や医療と連携した支援が難しい点がある。次年度は、保護者を対象とした講演会を実施して、保護者への理解啓発を図っていきたい。

(5) 教職員や保護者の研修等

ア 研修会開催の回数・時期・研修内容等

以下のようなテーマで特別支援教育に関する研修会や講演会を 5 回実施した。

「発達障害の理解と対応」

実施日 平成 19 年 6 月 20 日実施

講師 根岸由紀（臨床発達心理士）

内容 発達障害の分類について

高機能広汎性発達障害（社会性・コミュニケーション・想像力の障害）

ADHD（衝動性・多動性・不注意）

特徴から考えられる集団場面での社会的困難さ

二次障害の起こるメカニズム

二次障害予防と軽減のために、発達障害を理解することの重要性

「発達課題と二次的問題—予防するためにできること」

実施日 平成 19 年 10 月 17 日実施

講 師 菊地真由美 竹谷志保子（臨床発達心理士）

内 容 定型発達の子供と発達障害を抱える子供の発達と発達課題
学習面での課題・学習面の動機付けの弱さの背景
二次的な問題の予防と支援のためのアセスメントの大切さ

「視察報告会」

実施日 平成 19 年 12 月 12 日実施

講 師 本校教職員

内 容 関係機関視察の成果を報告した

「発達障害のある生徒への支援と進路」

実施日 平成 20 年 6 月 18 日実施

講 師 都立羽村特別支援学校 特別支援教育コーディネーター 荻原 稔

内 容 特別支援学校のセンター的機能のあらまし
ICF（国際生活機能分類）モデルについて
精神障害者手帳について

保護者対象の講演会を実施した。参加者は 17 名

「思春期のこころ」

実施日 平成 20 年 10 月 6 日

講 師 多摩中央病院副院長 遠藤幸彦先生（学校保健活動支援事業担当医）

内 容 子供の SOS の見付け方
思春期に現れやすい疾患
思春期における医療機関や相談機関の役割とその活用

イ 成果と課題

開校から毎年、教育相談に関する研修会を実施しており、発達障害についても実施してきた。成果として、学校全体として生徒の理解・対応は着実に向上しており、関係機関への視察についても特別支援教育推進委員会のメンバー以外の教職員が参加し、全校体制でモデル事業への取組ができています。課題として、教職員の異動が多く、発達障害についての研修会が初めての教職員も多いので、研修会の内容を発達障害とは何かというところから設定した。

(6) その他の支援に関する工夫

ア 相談体制の充実

学級担任や教科担任に加えて、困ったことがあったときに保健室やカウンセリング室で、いつでも安心して相談できる体制をとった。カウンセリング室には教育相談担当教諭を常駐させ、スクールカウンセラー（臨床心理士）と学生スタッフをそれぞれ週に1回配置した。学生スタッフは大学院で臨床心理学を専攻している学生で、本校で「心理学実習」をしている。

2 研究の方法

(1) 研究委員会の設置

ア 構成

NO	所属・職名	備考
1	副校長	
2	生徒部・主幹	
3	年次・主幹	
4	進路部・主任	
5	保健部主任	
6	年次・主任	3名
7	生徒部・教諭	
8	進路部・教諭	
9	保健部・養護教諭	
10	保健部・教育相談担当教諭（特別支援教育コーディネーター）	
11	スクールカウンセラー	臨床心理士

イ 委員会開催回数・検討内容

委員会開催回数 今年度計28回開催

内容 ・生徒に関する情報交換

- ・専門家からの助言を得て、生徒理解を深める
- ・ケース会議の開催を検討
緊急な対応が必要なケースについてはその場で検討
- ・授業改善・学習環境改善の研究
- ・校内研修会の企画
- ・巡回相談の企画
- ・関係機関視察の企画

ウ 特別支援教育コーディネーターの指名や個別の教育支援計画の策定など具体的な方策

特別支援教育コーディネーターの指名と役割

特別支援教育コーディネーターには平成17年度より教育相談担当教諭を指名している。教育相談担当教諭に対しては、9時間の授業時間軽減があり、現在6時間の

授業を担当しながら、カウンセリング室で相談業務に従事し、また、特別支援教育コーディネーターを兼務している。

その役割は次のようである。

- 特別支援教育推進委員会を運営して、生徒の情報を集約し、日常的な生徒の実態把握に努める。
- 気になる生徒について、教職員と情報交換を日常的に行う。
- 特別支援教育推進委員会に集約された情報を基に、関係する教職員に呼びかけケース会議や巡回相談を開催する。
- ケース会議の際にはケース会議資料（資料を参照）を、巡回相談の際には巡回相談票を作成する。
- P T Aと連絡を取り合い、「親の会」を企画・運営する。
- スクールカウンセラー、臨床発達心理士、学生スタッフ（大学との連携）が担当している生徒について情報交換を行う。
- 生徒に関する医療機関や前籍校等の関係機関と情報交換を行う。

実態把握の方法で得られた個別の基礎資料・個別の実態把握記録・巡回相談票・ケース会議資料などを作成することで、個別指導計画を作成する準備が整い、個別指導計画を作成して生徒についての細かいアセスメントの一つのツールとして活用している。個別の教育支援計画については取組が十分ではない。今後、教職員・関係機関・保護者の理解を進め、個別の教育支援計画の必要性と有効性を広めていく。

エ 成果と課題

成果としては、委員会での生徒に関する情報交換で挙げた生徒については、巡回相談やケース会で、当該生徒の学級担任、教科担任、養護教諭等様々な教職員や家庭からの情報を集め、実態を把握しつつ、スクールカウンセラー、臨床発達心理士、精神科医などの専門家からの意見も交えながら、具体的な対応が検討されたことが挙げられる。

課題として、本校は放課後がなく、毎日 12 時間の授業が行われているため、今年度は、前述のメンバーで時間割上に委員会を設定できたが、次年度はスクールカウンセラーをはじめ、同じメンバーでは委員会の設定が難しい状況である。教職員の生徒に関する情報交換は本校では不可欠であると考えるが、放課後がないために、このような会議の時間が設定できにくい。

(2) 専門家チームの活用

ア 構成

NO	所 属 ・ 職 名	備 考
1	臨床発達心理士会東京支部・臨床発達心理士 1	

イ 専門家チームの活用状況

臨床発達心理士が今年度計43回来校し、生徒の授業観察や面接以外に、以下のよう
に活用した。

- ・保護者面接に6回
- ・親の会のアドバイザーとして9回
- ・心理検査に5回
- ・その他数多くのケース会の助言として活用した。

ウ 成果と課題

(ア) 心理検査の実施

WAIS-III、WISC-III、ウィスコンシンカードソーティングテスト (WCST)、SCT (文章完成法) 等を実施してアセスメントを行い、ソーシャルスキルトレーニングを含めた継続指導等を行った成果が大きかった。心理検査の実施で、生徒本人や保護者に対して、生徒の特性をより客観的に説明できるようになった。また、巡回相談等における事例検討の際にも、その結果を用いることにより、生徒の理解がより深まった。このような点で、スクールカウンセラーとは別に、臨床発達心理士を高等学校に派遣する意味は大きい。

(イ) 生徒への継続した面接

心理検査の後に、アセスメントに基づいた継続した面接がなされた。その面接では、ソーシャルスキルトレーニングとして、自分の気持ちを伝える時の手段 (電子メールや話し方等) を一緒に考え、生徒本人が自らの特性をよりよく理解できるように支援した。また、スケジュール管理ができるように、スケジュール帳の使い方を練習したり、言葉で表現することが苦手な生徒には、周囲の状況や自分の気持ちなどを言語化したりした。

(ウ) 保護者への支援

生育歴を聞き取り、本人の現在の様子 (学校や自宅での様子) についての情報を共有するとともに、それまで対応の良かった面を確認し、その後の対応について検討した。発達障害のある生徒には「発達障害の特性として捉えた方がよいこと」を話し合った。学期や学年が変わる時に混乱したり、不安定になったりすることが多いので、本人の努力や家族の支えだけでなく、病院や相談機関の支援が必要であることを提案し、相談機関についての情報を提供した。

(3) 関係機関との連携

ア 他の高等学校や特別支援学校との連携

本モデル事業の前事業である特別支援教育体制推進事業で、東京都立青鳥養護学

校から支援を受けていた経緯があるため、現在でも同校からは特別支援教育や生徒指導について、様々な情報提供を受けている。

特別支援教育コーディネーター連絡会が区市町村単位や地区単位で定期的開催されており、コーディネーター同士が連携し、各地域や学校での特別支援教育の取組について情報交換ができています。また、チャレンジスクール教育相談担当者連絡会が、今年度も3回開催された。チャレンジスクールの抱える課題を教育相談担当者の立場から情報交換し、検討する場になっている。

他の都立高等学校からの特別支援教育に関する問い合わせも数件あった。内容は、巡回相談の進め方や医療機関への連携の方法、支援の必要な生徒の対応についてなどである。

イ 発達障害者支援センターやハローワーク等関係機関との連携

(ア) 医療機関

本校では、生徒と保護者の了解の下に、医療機関と連携している。具体的には、生徒の診察に教職員が同行し、主治医と学校との信頼関係を築くようにしている。さらに、その主治医と連絡を取り合い、生徒の学校での様子を伝え、学校への助言を受けている。

(イ) 保健所や保健福祉センター

地区担当の保健師と連絡を取り合い、保護者から生徒についての相談や生徒から保護者についての相談、家庭への医療機関の紹介を依頼している。

(ウ) 児童相談所や子ども家庭支援センター

虐待の可能性が考えられる場合や保護者の協力が得られない場合には、18歳未満を対象としているが、児童相談所や子ども家庭支援センターに連絡して助言を得ることもある。また、すでに児童相談所や子ども家庭支援センターから支援を受けながら本校に登校している生徒については、定期的に関係機関を含めてケース会議が開催され、情報交換を行っている。

(エ) 東京都教育相談センターや区市町村の教育相談室

東京都教育相談センターや区市町村の教育相談室で生徒や保護者が継続的にカウンセリングを受けていることがある。その際、本人や保護者の了解の下に、情報交換を行う場合もある。また、本校の教職員が、生徒に相談を東京都教育相談センターにすることがある。電話相談としても対応してもらえ、相談先として活用している。

(オ) 生徒の出身中学校や前籍校

秋に実施している中学校訪問の際には、教職員が学校の特色や、学校説明会の情報を伝えるとともに、それぞれの出身中学校へ本校入学後の生徒の様子も伝えるようにしている。また、生徒の中学校の時の様子を聞きたい場合にも、当該生徒が在籍していた中学校と連絡をすることもある。

ウ 地域の教育施設や人材等の活用

(ア) 大学

①学生スタッフの活用

大学と連携して、カウンセリング室に学生スタッフ1名を週一日派遣してもらっている。学生スタッフは、臨床心理学を専攻している大学院生であり、会話を通して生徒の気持ちの安定を図っている。学生スタッフに対しては、大学の指導担当教授がスーパーバイザーとして助言を行っており、その教授から教員も助言を受けることがある。

②大学の心理相談センター

生徒や保護者の相談機関として、大学の心理相談センターを紹介することもある。このような機関は、退学や卒業した後でも引き続き支援が受けられる。大学の附属病院と連携している心理相談センターもあるので、医療機関につなげたい場合に紹介することもある。

(イ) NPO法人

地域にある自立支援のためのNPO法人と以下のような連携をしている。

①本校入学前からNPO法人で支援を受けた生徒が本校に入学した場合に、入学後もNPO法人と学校とが情報交換をする。

②本校在籍の生徒や本校を退学、卒業した生徒がNPO法人で就労に向けた訓練をする。

③本校の生徒が退学や卒業する際に、その後の就労支援（地域若者サポートステーション）や自立のための支援をNPO法人につなぐ。

④進路学習の時間に、NPO法人の職員に進路に関する講話を依頼する。

エ 成果と課題

成果として、以上のような様々な関係機関の支援があり、本校の教育活動が実践されたことが挙げられる。

しかし、本校の生徒は、かなりの割合で卒業時の進路先が未定であり、様々な課題のある生徒の社会への受け入れは厳しい状況である。生徒を取り巻く社会の環境改善のために、学校以外に生徒の居場所になるようなNPO、本校生徒を採用してくれるアルバイト先、気軽に通える相談機関など、生徒が活用できる社会資源の開拓に取り組んでいくことが課題である。

(4) 関連事業等との連携

厚生労働省「若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム」

まずは発達障害のある生徒を積極的に受け入れる企業の開拓をお願いしたい。具体的な企業名が紹介できれば、生徒本人や保護者にもこのプログラムを活用を勧めやすい。

厚生労働省「地域若者サポートステーション」

進路未定で卒業もしくは退学して生徒に紹介しているが、なかには、この事業を実施している機関まで、生徒が行けないケースもあるので、依頼によっては訪問相談もできると活用の範囲が広がる。

厚生労働省「若者自立塾創出推進事業」

親元から離し、生活を立て直すことを促したい生徒がいるが、経済的な負担が多く、また厚生労働省からの経費援助の期間も短いので改善を望む。

III 今後の我が国における発達障害のある生徒の支援の在り方についての提案等

発達障害のある生徒が受け入れられ、社会の中で共に生きていけるように、時間の制約が少なく、働きやすい就労形態や、生活のペースに合わせやすい卒業後や退学後の支援機関が充実されていくことを提案する。

様々な特性のある人や障害のある人たちが、社会の中で共に働き、共に暮らす社会を実現するには、学校教育の場面においても、交流の機会を増やし、それぞれの教育的ニーズにあった教育を推進していく必要がある。

IV 総括

校内支援体制の構築する中で、実態把握の方法の確立し、外部専門家を活用して、生徒理解を深め、個別指導計画をアセスメントのツールとして活用できるようになってきた。授業の工夫についても実践例としてまとめることができた。このような点では、当初予想していた以上の成果が上がったと感じている。

しかし、事業実施計画書にあった就労支援については成果が得られなかった。校内における発達障害の理解、進路部との調整、ハローワークとの連携などの課題が明らかになった。発達障害への理解が社会の中でまだまだ不十分であり、また、学校側でも、進路や就職に向けて、関係機関や企業にその障害の特性を明らかにすることへの戸惑いがある。

一人一人の生徒の社会的自立に向け、高等学校においてもさらに学習面、進路面、連携面での支援の充実を図っていく。

V その他特記事項（エピソードを含む）

保護者との連携について

個別指導計画や個別の教育支援計画を作成する際には、保護者と連携して生徒理解を進めることが大切であるが、保護者の了解が得られないこともある。しかし、最近では、生徒の実態把握をして継続的に観察することで、保護者との連携のきっかけをつかめるようになることも多くなった。

・事故等をきっかけに

巡回相談等で生徒の理解を深めた後、注意して継続的に該当生徒の様子を見ている中で、事故が発生する場合がある。生徒が事故等を起こしても、教員は、巡回相談等で助言を得ているので、その機会を捉えて、保護者と連携を始める機会とできる。保護者が子供に対する理解を深め、医療への受診や他の関係機関等との連携のきっかけになる。

・第三者である専門家の協力を得て

巡回相談等で生徒理解を深めた後、心理の専門家からの見立てや助言を、状況によっては保護者に直接伝えることもある。直接伝える機会をもつことが、連携を始める機会となる。

・卒業や退学を見通して

卒業や在籍終了年限まで2年あるという頃が、保護者との連携を始める良い機会でもある。卒業した後のことを話し合う中で、保護者が子供に対する理解を深めていくこともある。

VI モデル校の概要

1 学級数と生徒数（平成20年5月現在）

課程	学科	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		合計	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
全日制	科										
	科										
	計										
定時制	総合学科	6	171	6	180	6	166	6	139	24	656
	科										
	計	6	171	6	180	6	166	6	139	24	656
計			171		180		166		139	24	656

2 教職員数（平成20年5月現在）

校長	副校長	主幹	教諭	養護教諭	非常勤講師	実習助手	ALT	事務職員	司書	その他	計
1	2	2	45	2	23	2	1	8	2	13	101

3 卒業生数

入学生	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	計
13年度	70	38	8	4			120
14年度		57	43	8	2		110
15年度			69	43	14	4	130
16年度				69	26	9	
17年度					55	54	
18年度						60	
計	70	95	120	124	97	127	

開校8年目の学校であり、生徒は最長6年間在籍できるので、まだ入学生のどの程度が卒業できるかについては、15年度入学生までのデータしかない。卒業できない生徒にも、高校卒業程度認定試験に合格して、次の進路を決定する場合がある。

4 進路状況

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
大学	12 (17%)	11 (12%)	22 (18%)	34 (27%)	29 (30%)	27 (21%)
短大	3 (4%)	6 (6%)	2 (2%)	2 (2%)	3 (3%)	4 (3%)
専門学校	11 (16%)	27 (28%)	43 (36%)	35 (28%)	25 (26%)	34 (27%)
就職	5 (7%)	2 (2%)	8 (7%)	10 (8%)	10 (10%)	12 (109%)
未定	39 (56%)	49 (52%)	45 (38%)	43 (35%)	30 (31%)	50 (39%)
計	70	95	120	124	97	127

就職者数が少ないのは、就職を希望する生徒が少ないことと就職試験が非常に厳しいためである。また、進路未定のまま、卒業してしまう生徒も多くいる。